（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者）	
第一条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。	
名　称	住　所
（略）	（略）
Vehicle Certification Agency	VCA Midlands Centre Watling Street, Nuneaton, Warwickshire CV10 0 UA, United Kingdom
Thailand Automotive Institute	655 Soi 1 Bangpoo Industrial Estate Moo 2, Sukhumvit Km. 34, Bangpoo Mai, Muang samutprakarn, Samutprakarn 10280, Thailand
（略）	（略）

改正前	
（審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者）	
第一条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。	
名　称	住　所
（略）	（略）
Vehicle Certification Agency	VCA Midlands Centre Watling Street, Nuneaton, Warwickshire CV10 0 UA, United Kingdom
（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後						
指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。						
別表						
指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十二	一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	省令第十五条各号に掲げる区分	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間

改正前						
指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。						
別表						
指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
十二	一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間